

松江市 報道提供資料

令和8年1月21日

件名

島根原子力発電所2号機第18回定期事業者検査の実施に当たっての申入れについて

内容

中国電力（株）から、安全協定に基づき令和8年1月8日付けで島根原子力発電所2号機の第18回定期事業者検査の計画（令和8年2月9日～9月4日）について連絡があったことから、周辺住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、本日、中国電力（株）に対して、別紙のとおり申入れを行ったのでお知らせいたします。

なお、定期事業者検査実施に当たっての申入れは、従来から定期事業者検査の都度行っています。

申入れ日時等

- ・日時：令和8年1月21日（水）14時00分～
- ・申入者：防災部長 能海 朋之
- ・対応者：中国電力（株）島根原子力本部 本部長 三村 秀行

【問い合わせ】

防災部原子力安全対策課 電話：0852-55-5615

原 第 7 3 号
令和8年1月21日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 三 村 秀 行 様

松江市長 上 定 昭 仁
(原子力安全対策課)

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施について

2026年1月8日付け島原本広第473号をもって連絡のあった件について、市民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、下記事項に十分留意し、定期事業者検査に万全を期されるよう申し入れます。

記

- 1 定期事業者検査や特別点検の実施に向けたデータ採取等については、市民の安心・安全及び周辺環境の保全並びに作業従事者の安全確保を最優先に実施するとともに、作業手順等の確認を徹底し、品質管理を厳重に行うなど品質保証活動に万全を期すこと。また、不具合が判明した場合は、不適合管理を行い適切に処理すること。
- 2 令和7年10月20日に発生した新燃料転倒の再発防止策を踏まえ、燃料移動等の燃料取扱を適切に行うとともに、他プラント等で発生したトラブル事象を含め新たな知見が得られた場合には速やかに水平展開を行い、安全かつ着実な定期事業者検査等の実施に努めること。また、火災対策として巡視体制の強化を図り、火気、可燃物等の取扱いに万全を期し、火災防止に必要な措置を確実に講じること。
- 3 市民の安心・安全を確保するため、定期事業者検査や特別点検の実施に向けたデータ採取等の実施状況については、市に適時報告するとともに、異常を確認した場合には、作業の一時停止等を含めた適切な措置を講じ、速やかにその内容を市に報告すること。
- 4 市民の安心・安全を確保するため、定期事業者検査や特別点検の実施に向けたデータ採取等の実施状況については、市民にわかりやすく情報提供すること。